

特定記録等事務代行者が交付するための検査標章台紙の配付を開始します

<申請書の受付開始日>

- 令和4年12月27日（火）～

（詳細は配付を受ける（委託を受けた）運輸支局等にお問い合わせください。）

<対象者>

- 特定記録等事務※の委託を受けた者

※継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務

<配付場所>

- 委託を受けた運輸支局または継続検査OSSの申請を行う自動車検査登録事務所のいずれか1か所

<必要なもの>

- ✓ 検査標章配付申請書兼受領書
- ✓ 委託書の写し
- ✓ 検査標章授受出納簿の写し（初回申請時は不要）

注意事項

- 初回配付は、原則として一律100枚※とします。

※各運輸支局等の状況によって異なる場合もあります。詳細は配付を受ける運輸支局等へお問い合わせください。

事業者のみなさまへのお願い

- 特定記録等事務は、令和5年1月以降に交付された電子車検証が必要です。
- 電子車検証は令和5年1月以降に初めて受ける継続検査等の際に交付されます。
- 事業者のみなさまにおかれましては、業務の状況を見ながら申請いただけますようお願いいたします。
- ◎ 特定記録等事務の委託は、これまで国でしか行うことができなかった事務を国に代わって行うという非常に重要かつ責任の大きい事務であることをあらためてご認識いただき、検査標章の管理等についても適切に実施していただくようお願いいたします。